

第393回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 令和5年7月5日（水）午後2時から
- 2 場所 倉吉シティーホテル3F カサブランカ
- 3 出席者 委員：板倉委員、佐々木委員、山根委員、朝日田委員、寺田委員、灘本委員、井本委員、近廻委員
事務局：氏事務局長、清家事務局次長、西村書記
鳥取県：水産振興局 鈴木局長
漁業調整課 野々村係長、本田係長
鳥取県境港水産事務所 志村補佐
- 4 傍聴者 1名
- 5 議事
 - (1) 鳥取県資源管理指針の変更について（諮問）
 - (2) 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期限について（諮問）
 - (3) 専決処分した議案の報告について（報告）
 - ① 特定水産資源まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の知事管理区分に配分する漁獲可能量について
 - ② 特定水産資源くろまぐろの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について
 - (4) 特定水産資源くろまぐろの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について（報告）
 - (5) キジハタの委員会指示について（報告）
 - (6) 全国漁業調整委員会連合会総会について（報告）

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、寺田委員及び朝日田委員を指名した。

議事1 鳥取県資源管理指針の変更について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

野々村係長が資料1-1及び資料1-2に沿って説明した。

〔板倉会長〕皆さん、ただいまの説明で、何か御質問等ありましたら。

要するに、実際はどういう対応をしたらいいのでしょうか。その数字に達成したら、漁獲をやめないといけななかの、まだ獲ってもいいのか。

〔野々村係長〕操業をやめなければならないとか、操業規制がかかる資源というのは、特定水産

資源と呼ばれるものです。漁獲数量が明示されている魚種に対しては、もちろん、そういった漁獲コントロール等が必要になりますが、現在、資料に記載させていただいている魚種につきましては、少なくとも、今の段階では、漁獲規制の予定はございません。現状の資源量を、まず維持していきましようというところであります。

〔板倉会長〕分かりました。皆さん、他に御質問ありませんか。

〔朝日田委員〕ブリというのは、ハマチやマルゴも含まれますか。

〔野々村係長〕そのとおり。

〔朝日田委員〕では、サワラにも、サゴシも含まれますか。

〔野々村係長〕はい。そうです。

〔野々村係長〕補足ですが、親魚量というものがございまして、例えば、ブリですと、ブリの親魚量というのは、二歳魚の50%と、三歳魚以上の資源量の合計となっています。魚種によって基準となる年齢は違いますが、親魚量はそうして算出されています。

〔本田係長〕ちょっといいですか。今の説明の中で、ブリの親魚量が、二歳の50%と三歳以上が入るということでしたが、資源管理の対象としては、それよりも小さいものも全て含まれるということでもいいですか。

〔野々村係長〕そうです。

〔志村課長補佐〕資料1-2の四角の枠の中の上から3番目のところに、沿岸漁業者は、これまで、資源管理計画（自主規制）に基づいて取組を推進していて、例えば、休漁日の設定や体長制限ということを積極的に取り組んでいただいております。これが、資源管理協定への移行ということで、先ほど、操業規制等がかかるわけではないということでしたが、そういった取組は、協定の中でも引き続き取り組んでいただくというイメージであるかということが1点です。また、資源管理協定への移行についての今後のスケジュールについても、お知らせいただければと思います。

〔清家次長〕まず1点目、資源管理協定の内容についての御質問ですが、基本は、今まで漁業者の方々が行ってきた資源管理計画の内容を踏襲する形で資源管理協定への移行を考えております。ですので、基本は、休漁日の設定、あとは体長制限といったものが基本になると考えております。

スケジュールについてなんですけども、資源管理方針が定められましたら、これを受けて、各魚種ごとに資源管理協定への移行作業を進めていく予定にしております。期限が今年度末となっておりますので、かなりタイトなスケジュールになってくとも考えられますが、漁業者の意見を踏まえながら、作業のほうを進めていきたいと考えております。

〔板倉会長〕そのほか、御質問等はありませんでしょうか。ないようでしたら、この議題について事務局の案に了解ということで、諮問させていただいてもよろしいでしょうか。それでは、事務局の案で諮問するというので、了解ということで進めさせていただきます。

議事 2 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期限について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

本田係長が資料 2-1 及び資料 2-2 に沿って説明した。

〔板倉会長〕 ただいまの説明について、何か御意見等、質問ありませんか。よろしいでしょうか。それでは、この議題について諮問ということですので、答申する必要がありますので、事務局の案に同意するということによろしいでしょうか。それでは、事務局案に同意するということで、進めさせていただきたいと思います。

議事 3 専決処分した議案の報告について（報告）

野々村係長、清家次長が資料 3-1 及び資料 3-2 に沿って説明した。

〔板倉会長〕 ただいまの御説明に、何か御質問等ありましたら。ないようでしたら、今の説明、専決処分に同意ということで、承認をいただけますでしょうか。はい。どうもありがとうございます。ご

議事 4 特定水産資源くろまぐろの令和 5 管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について（報告）

清家次長が資料 4 に沿って説明した。

〔板倉会長〕 ただいまの説明に、何か御意見、御質問等ありませんでしょうか。

〔山根委員〕 小型魚について、定置網の漁獲枠がいっぱいになっているということですが、ひき縄漁のほうはどうですか。

〔清家次長〕 小型魚については、ひき縄の漁獲枠は、残っています。

〔山根委員〕 分かりました。

〔板倉会長〕 期間は来年の 3 月までだったでしょうか。

〔清家次長〕 はい、3 月いっぱいまで。

〔板倉会長〕 そのほか御質問等ないようでしたら、報告について承知いただいたということをお願いしたいと思います。

議事 5 キジハタの委員会指示について（報告）

本田係長が資料 5 に沿って説明した。

〔板倉会長〕ただいまの説明について、何か御質問等ありませんでしょうか。ないようでしたら、報告について承知いただいたということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議事 6 全国漁業調整委員会連合会総会について（報告事項）

西村書記が資料 1 に沿って説明した。

〔板倉会長〕何か御質問等はないでしょうか。結構、全国的にプレジャーボートとか遊漁船漁業に対して、結構厳しい要望があるみたいです。どの県でも同じような問題が起きているということですよ。

6 その他

〔板倉会長〕その他ということで、県のほうから情報提供があると聞いております。説明お願ひします。

本田係長が参考資料 1、参考資料 2 に沿って説明した。

〔板倉会長〕何か御質問、また御意見等はありませんでしょうか。ないようでしたら、進行を事務局に返したいと思ひます。

〔氏事務局長〕その他、皆さんのほうから、何かご意見ございませぬでしょうか。

〔朝日田委員〕クロマグロの小型魚の漁獲枠について、ひき縄とこの定置網で、同じ割合になっているのですが、ひき縄の水揚げがどのくらいあるものなのでしょうか。自分の記憶では、マグロひき縄の許可は、実績がない人は許可が下りないということで、そもそも県内で許可を持つて方は多くないイメージがありまして。ひき縄と定置網とで同じ枠の量を設定していいものなのかという思ひがあるのですが、この割合はどう決めているのでしょうか。

〔清家次長〕まず基本は、資源管理協定に基づき、クロマグロの小型魚については、50%ずつの配分を行うという形になっていて、ひき縄50%、それ以外の定置網で50%という形の配分を行ってあります。

〔氏事務局長〕ひき縄の漁業者についてですが、このクロマグロの資源管理が始まった当初に、くろまぐる漁業というのをやっておられる方っていうのは、正直、ほとんどおられませぬでしたが、資源が増えてきたときに、クロマグロが獲れるようにということで、できるだけ多くの人に、ひき縄をされてる漁業者の方には、登録して承認を取っというほうが有利だということで、かなりの数の方に許可を取っという形であります。表からは、登録している方が何名かというのはちょっと分からないんですが、60名程度と記憶しています。

〔朝日田委員〕漁獲実績がない人は、許可獲れませぬよと言われて、自分は申請しなかつた。

〔氏事務局長〕そうですね、今現状は、この間もちょっと修正かけたのですが、実績がない方は返していただくという形を取らせていただいています。

それで、定置の配分が多くてもいいんじゃないかっていうことなんですけれども、定置を持っておられない漁協さんしてみると、そのひき縄の配分というのも重要だということで、今回も、全体で見ると漁獲枠を超えてないんです。ひき縄の枠を使えば、特に変更しなくてもいいんですが、そうすると、ひき縄の漁業者の方から反発が出ると思われまして。ということで、留保枠のほうから変更させていただいたということです。

[本田係長] クロマグロのひき縄は、管理年度の最後あたり、10月以降が漁期になるというところがありまして、なかなか、先にそちらを消化するというか、移行するということが難しい状態にはなります。

[山根委員] 1キロ未満のヨコワは価格が安いので、ひき縄では、自主規制を1キロ以上に設定していますが、漁獲枠を消化しないといけないということで、0.8キロに落とそうかという話も出ていますが、何せ価格が安いので、結局大きなヨコワしか狙わないです。小さいのを釣っても、価格が安いので損する。

[氏事務局長] そういうことで50%・50%という格好でさせていただいています。

それと、先ほどもあったのですが、自主規制の大きさについて、先日の資源管理協議会で、田淵さんから小さいものも水揚げさせてもらえんかという御意見がありましたが、とりあえず、これまで1キロ未満は獲らないようにしようということで進めているので、それを継続するというで話し合いました。

[山根委員] 昔はひき縄の漁獲枠はとて少なくて、すぐ枠が満タンになって、途中で操業を止めていた。本当のことを言うと、最近では、ひき縄の枠を増やしてもらったこともあり、枠を余らせている。それで、年末に定置網に譲渡している。余った枠は、これ以上、出漁しませんよという時には定置網に渡していますので、まあ、お願いします。

[氏事務局長] ひき縄の漁期は、年度終わりのほう、定置は初め。年度初めに獲れてしまうので、そこをうまく調整していきたい。枠を残すと、来年度の配分が少なくなってしまうので、できるだけ枠を消化する、あるいは、県の中で余れば、他県さんに譲るとかということも、昨年やりました。その辺あたりうまく運用しながらやっていこうと思っています。

7 閉 会

[氏事務局長] では、以上をもちまして、委員会のほうは終了させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

令和5年7月5日

議長会長

署名委員

署名委員